

大分県報

令和四年
号外（一四）
三月三十日

（水曜日）

目次

条 例

大分県議会委員会条例の一部改正……………

議 会 規 則

大分県議会議規則の一部改正……………

○条 例

大分県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十六号

大分県議会議規則の一部を改正する条例

大分県議会議規則（昭和四十年大分県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（開会方法の特例）

第十二条の二 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開会することができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表明の確保等に十分留意するものとする。

- 一 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合
- 二 育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会の求めがある場合

令和四年三月三十日

大分県報号外（条例・議会議規則）

一

○議 会 規 則

大分県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

大分県議会議長 御 手 洗 吉 生

大分県議会議規則第一号

大分県議会議規則の一部を改正する規則

大分県議会議規則（昭和四十年大分県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二百一十一条中「、印刷して」を削る。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

- 2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により、委員長の許可を得て委員会に出席した議員は、第十三条及び第十四条第一項の規定の適用については、出席委員とする。
- 4 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第十七条に次のただし書を加える。

ただし、第十二条の二第一項の規定によりオンラインを活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。